

令和 3 年

奈良市議会 1 月臨時会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	3
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	11
奈良市議案第 1 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて……………	13
〃 第 2 号	工事請負契約の締結について……………	14
〃 第 3 号	工事請負契約の一部変更について……………	21

市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 1 月 12 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年9月8日午前11時25分頃、奈良市立平城中学校において、草刈り作業の飛び石により、隣接する店舗の窓ガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 82,962円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月11日午前9時30分頃、天理市嘉幡町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 103,256円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月14日午後3時30分頃、奈良市高樋町地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 25,080円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月14日午後3時30分頃、奈良市高樋町地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 180,288円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月17日午前7時55分頃、奈良市高樋町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 4,719円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年11月17日午後10時20分頃、奈良市大森町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車の底部が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 126,400円

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 1 月 1 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年奈良市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 3 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

1 3 令和 3 年 2 月 1 日から同月 2 8 日までの間、市長等の給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 3 年 2 月 1 日から同月 2 8 日までの間の市長等の給料月額を減額するものである。

工事請負契約の締結について

(仮称) 奈良市子どもセンター新築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 (仮称) 奈良市子どもセンター新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,432,191,200円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町43番地1
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301
(仮称) 奈良市子どもセンター新築工事村本・三和特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

(仮称) 奈良市子どもセンター新築工事の概要

1. 工事場所 奈良市柏木町262番、263番2及び283番2各一部

2. 工事規模

(1) 建築主体工事 一式

(仮称) 奈良市子どもセンター 西棟

構造階数 鉄骨造 2階建

延床面積 2,952.96㎡

(仮称) 奈良市子どもセンター 東棟

構造階数 鉄骨造 2階建

延床面積 696.00㎡

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

(4) 昇降機設備工事 一式

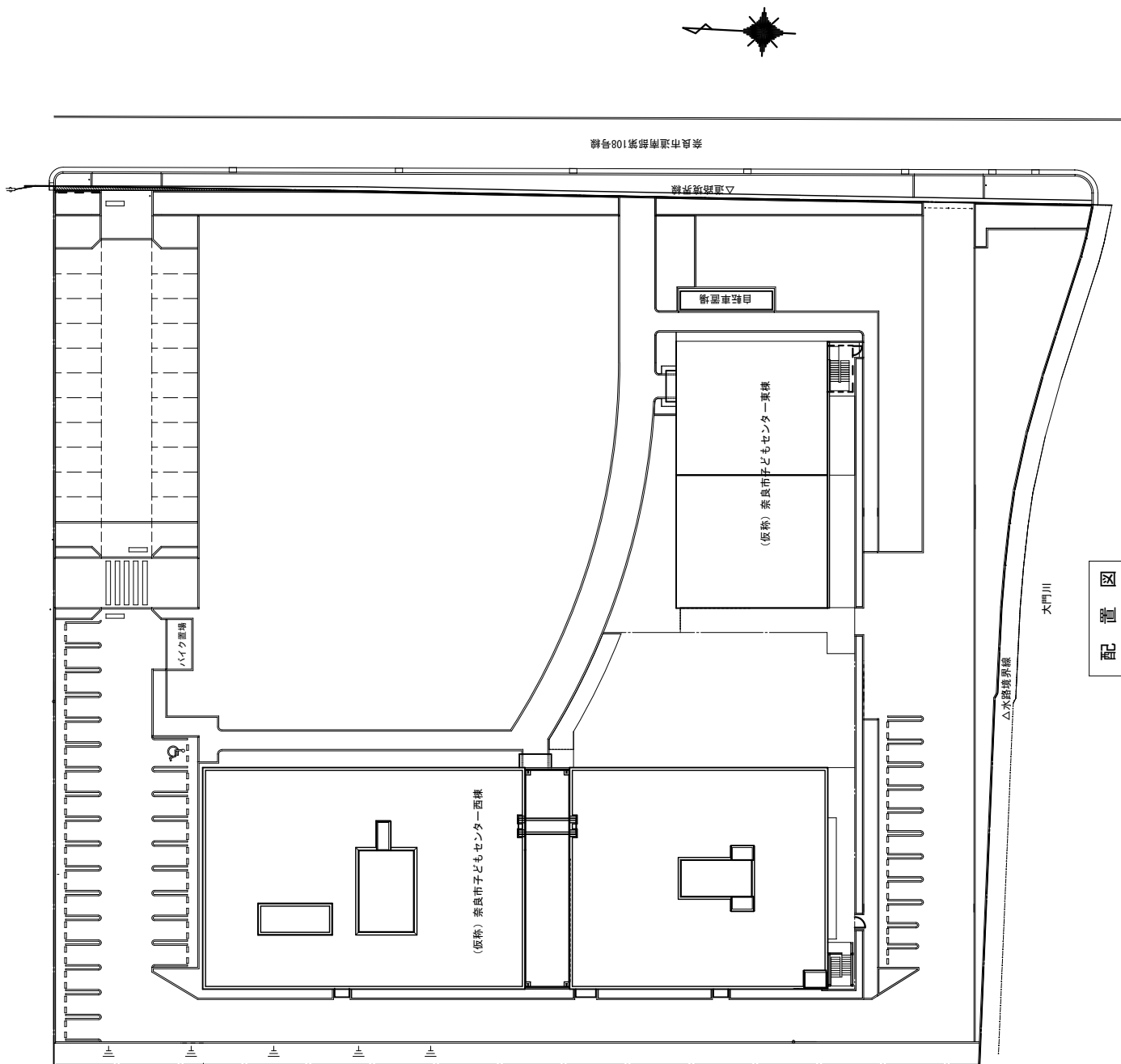
(5) 外構工事 一式

(6) 道路拡幅工事 一式

3. 工期 契約の日から令和3年12月10日まで

位置図

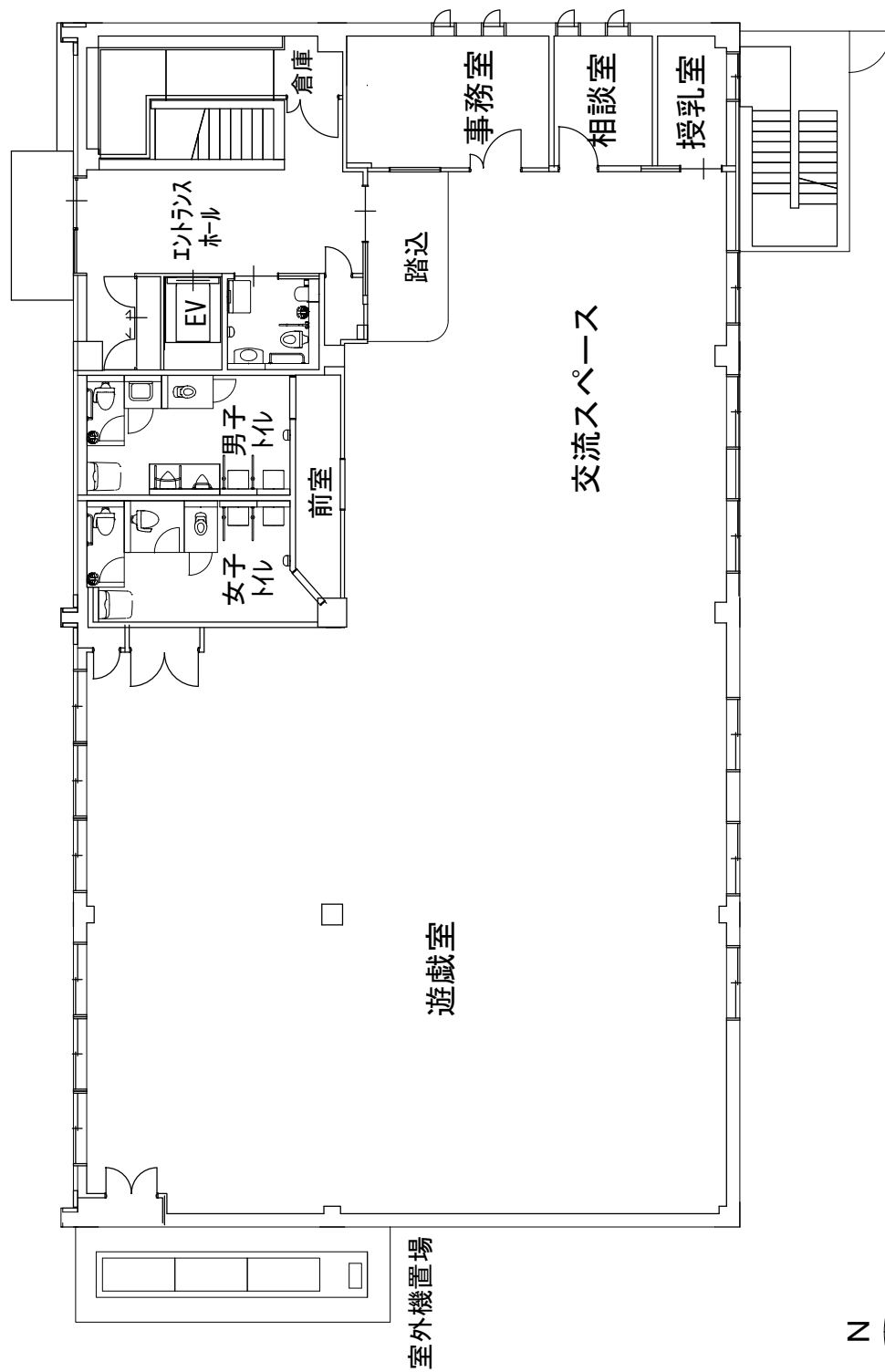




配置図

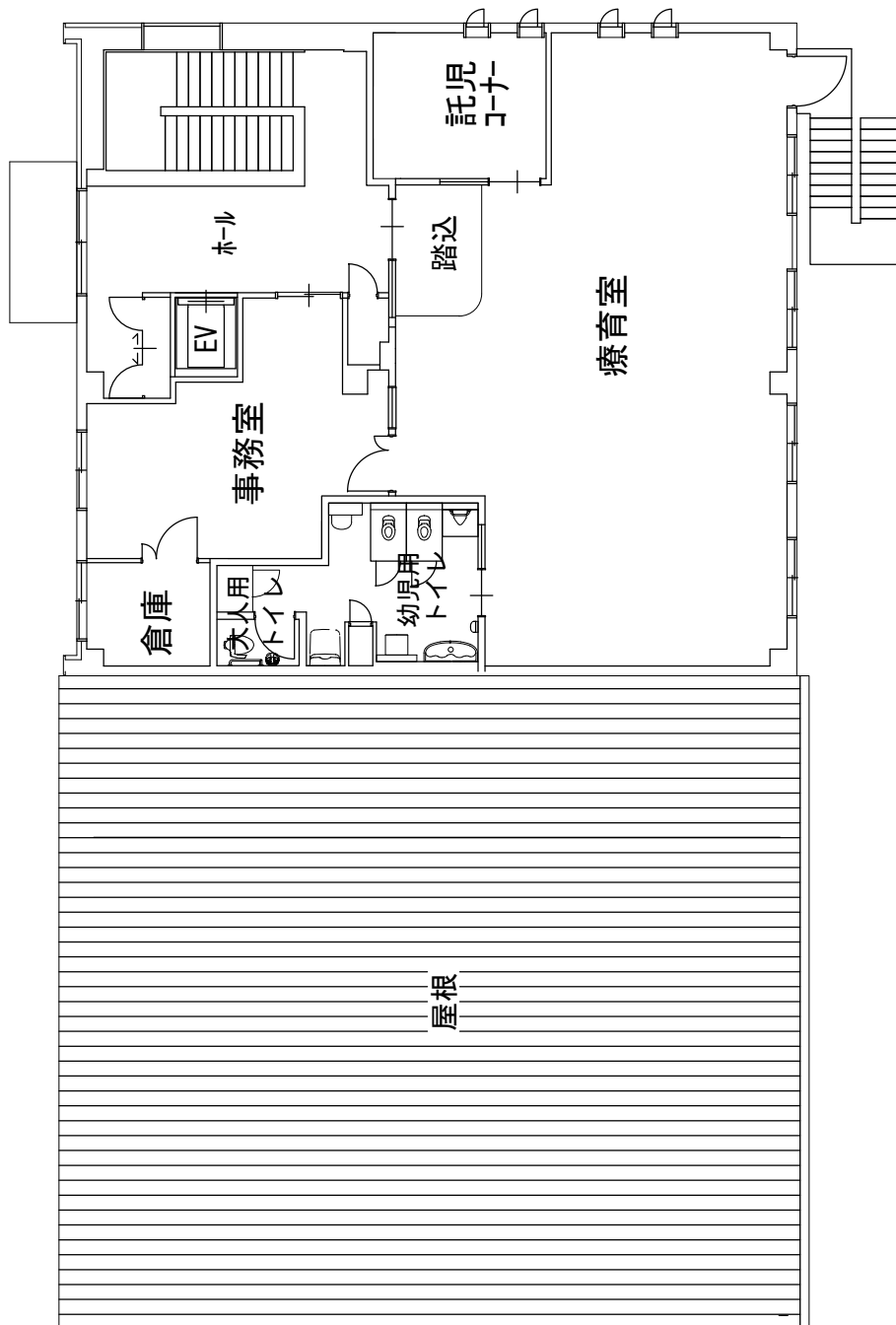
キッズプラザ

地域子育て支援センター

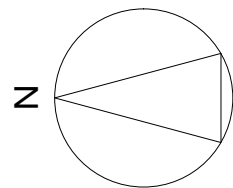


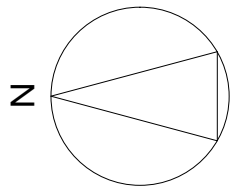
東棟 1階平面図

こども発達センター

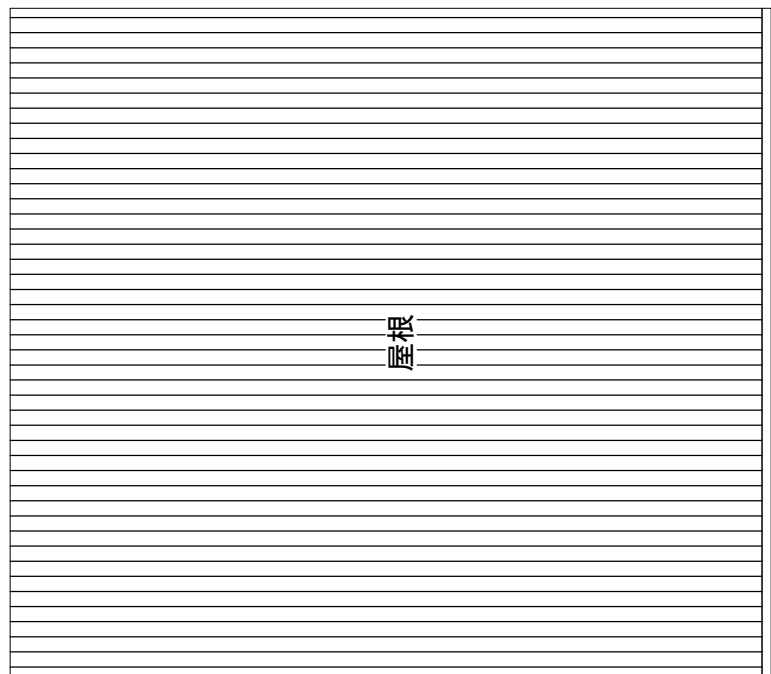


東棟 2階平面図





東棟 屋根伏図



工事請負契約の一部変更について

奈良市本庁舎耐震改修その他工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和3年1月12日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和元年10月4日議決された奈良市議案第108号奈良市本庁舎耐震改修その他工事の契約金額中「3,003,660,000円」を「3,352,624,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル
奈良市本庁舎耐震改修その他工事浅沼・三和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社浅沼組奈良営業所
所長 東口 勝彦
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

増 額 348,964,000円